

| | | |
|----------------|--|--|
| 第 6447 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 |
| | | リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 5月 28日 木曜日 |

| | |
|-----|--|
| 発行所 | 三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp |
|-----|--|

♠ 法人税の申告期限の延長手続き

Q : 法人税の申告が新型コロナの関係で期限延長が認められるようになったとか。どのようになっていますか？

A : 次のようになっています。

【解説】

国税庁は、新型コロナの影響で法人が申告期限までに申告できない場合に、延長を認める措置を公表しました。

概要は、次のとおりです。

1. 個別延長が認められる場合

法人の役員や従業員等が新型コロナウイルス感染症に感染したようなケースだけでなく、次のような者がいることにより通常の業務体制が維持できないことや、事業活動を縮小せざるを得ないこと、取引先や関係会社においても感染症による影響が生じていることなどにより決算作業が間に合わず、期限までに申告が困難なケースなども該当します。

- ① 体調不良により外出を控えている方がいること
- ② 平日の在宅勤務を要請している自治体にお住いの方がいること
- ③ 感染拡大防止のため企業の勧奨により在宅勤務等をしている方がいること
- ④ 感染拡大防止のため外出を控えている方がいること

2. 申告、納付期限

期限内に申告・納付することが困難な法人は、申告・納付ができないやむを得ない理由がやんだ日から2か月以内の日を指定して申告・納付期限が延長されることになります。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

